

北名古屋市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和4年5月9日

北名古屋市代表監査委員 大 野 真 一

4北福第 682号

令和4年4月26日

北名古屋市代表監査委員 大 野 真 一 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和4年4月8日付け4北監第14号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜社会福祉課＞

1 【監査委員意見】

生活保護法第78条徴収金及び法第63条返還金について、債権管理事務のマニュアルを定めて運用を始めたところであるが、マニュアル等に定められた業務を定着させ、債権を適切に管理し、回収の実効性を高めるために、債権管理台帳には必要な情報を網羅性をもって記録していただきたい。

2 【措置状況】

生活保護法第78条徴収金及び法第63条返還金について、債権管理台帳に決定・納入の通知日、督促、債務承認、一部納付及び履行延期処分等の情報を記載し、適切な債権管理を行います。

4 北 家 第 5 6 号

令和4年4月27日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和4年4月8日付け4北監第14号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<家庭支援課>

1 【指摘事項】

(1) 支出事務について

自立支援教育訓練給付金について、事前相談時における支給要件の確認の徹底を図ること。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、事前相談時のチェック表を十分活用し支給対象者の可否を確認します。